

藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部改正  
について

藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を次のように改正する。

2017年（平成29年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を改正  
する条例

藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（平成16年藤沢市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「第9条第11項」を「第9条第12項」に、「同条第12項」を「同条第13項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、都市計画法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。